

令和5年第8回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和5年8月29日（火）午後3時～午後4時45分
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和5年第8回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和5年第8回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

| | 委員氏名 | 出欠 | | 委員氏名 | 出欠 | | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|----|-------|----|----|-------|-----|
| 1 | 中田 久志 | ○ | 8 | 福井 伸一 | ○ | 15 | 奥村 明義 | ○ |
| 2 | 井口 栄市 | ○ | 9 | 田辺 善郎 | ○ | 16 | 北本 久一 | ○ |
| 3 | 東 穰 | ○ | 10 | 松平 裕喜 | ○ | 17 | 鮎岡 裕 | ○ |
| 4 | 東中 守 | ○ | 11 | 庄田 純一 | ○ | 18 | 小林 博紀 | ○ |
| 5 | 新田 涼子 | ○ | 12 | 下村 繁之 | ○ | 19 | 川端 満 | ○ |
| 6 | 山口 範子 | ○ | 13 | 五坊 隆一 | ○ | | | |
| 7 | 二口 和忠 | ○ | 14 | 山川 叔枝 | ○ | | | |
| | | | | | | | 出席 | 19名 |
| | | | | | | | 欠席 | 名 |
| | | | | | | | 計 | 19名 |

農地利用最適化推進委員

| | 委員氏名 | 出欠 | | 委員氏名 | 出欠 | | 委員氏名 | 出欠 |
|---|-------|----|---|-------|----|---|-------|----|
| 1 | 山下 一 | ○ | 5 | 北山 新一 | ○ | 9 | 吉本 尚紀 | ○ |
| 2 | 高村 雅一 | ○ | 6 | 山村 哲夫 | ○ | | | |
| 3 | 山岸 良一 | ○ | 7 | 中村 義昭 | ○ | | | |
| 4 | 堀越 一彦 | ○ | 8 | 菊知 亮 | ○ | | | |
| | | | | | | | 出席 | 9名 |
| | | | | | | | 欠席 | 名 |
| | | | | | | | 計 | 9名 |

農業委員会事務局

| | 氏名・役職 | | 氏名・役職 | | 氏名・役職 |
|---|---------|---|-------|--|-------|
| 1 | 朝日事務局長 | 3 | 相澤係長 | | |
| 2 | 山口事務局次長 | | | | |

計 3名

別紙

| | |
|------|---|
| 事務局長 | <p>定刻となりましたので、令和5年第8回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p> |
| | (憲章の唱和) |
| 事務局長 | <p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p> |
| 会 長 | (会長挨拶) |
| 事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に、金沢市農業センターの岡田所長から、金沢農業大学校と新規就農予定者について説明いただきます。</p> <p>岡田所長、よろしく願います。</p> |
| 岡田所長 | (説明) |
| 事務局長 | <p>ただいまの説明に対して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 事務局長 | <p>岡田所長、ありがとうございました。(岡田所長退席)</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p> |
| 会 長 | <p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、福井委員と、田辺委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 会 長 | <p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>川端副会長、議長をお願いします。</p> |
| 川端副会長 | <p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和5年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>令和5年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請5件については、7月27日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請3件については、7月28日付けで知事あてに送付し、8月17日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条事業計画の変更申請1件については、7月28日付けで知事あてに送付し、8月17日付けで承認書が交付されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、8月1日付けで公告しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定につ</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>いては、7月27日付けで市長あて回答しております。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、栗五地区及び森本地区からそれぞれ1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1及び番号2は、いずれも経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>今回申請地の現況は全て畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、2件で、面積は合計3,009㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可す</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>ることに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区及び森本地区からそれぞれ1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに盛土がされているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>番号2は、議案第3号の番号3と同一の案件のため、併せてご説明いたします。</p> <p>自己住宅及び農機具小屋への転用申請で、自己所有地については、農地法第4条の規定による許可、所有権の移転を伴うものについては、農地法第5条の規定による許可となるため、併せて申請があったものです。</p> <p>農地の区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに申請のとおり転用されているため、所</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>有者・譲受人より始末書が提出されています。</p> <p>以上、議案第2号については、2件で、面積は合計809㎡です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページから4ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区から1件、森本地区から2件、合計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、所有権の移転を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、500m以内に大浦保育園と大浦小学校があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、所有権の移転を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がりや10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号3は、議案第2号の番号2で説明したとおりです。</p> <p>以上、3件で、面積は合計899㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、山岸委員から調査結果をご報告願います。</p> |
| 山岸委員 | <p>8月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p> |

| | |
|-------|--|
| 川端副会長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は5ページです。</p> <p>今回、三馬地区及び二塚地区からそれぞれ1件、合計2件の申請がありました。</p> <p>現地の状況につきましては、番号1は8月17日に二口委員が、番号2は8月10日に田辺委員が、それぞれ事務局と現地調査を行い、申請地すべてにおいて、申請どおり耕作されていることを確認しております。</p> <p>以上、2件で、面積は合計3,618㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第5号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページです。</p> <p>今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、農地転用許可を要しない2アール未満の農地を自らの耕作のための農業用施設に転用し、既に農地ではない土地について申請があったものです。</p> <p>現況については、8月21日、菊知委員に申請のとおり宅地であることを確認いただいています。</p> <p>以上、1件で、面積は144㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>用集積計画の決定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は7ページから13ページです。</p> <p>利用権貸借の機構分について、川北地区及び小坂地区から2件の申し出がありました。</p> <p>使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件、賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計53,741.00㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、森本地区から1件の申し出があり、面積は合計11,870㎡です。</p> <p>いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、農地中間管理機構からの転貸予定先はそれぞれ記載のとおりですが、この転貸予定先に関して、金沢市から本委員会に意見を求められていますので、申し添えておきます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。今回の議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等についてのうち、機構分につきましては、一部、下村委員から申し出があった案件であり、また、転貸予定先につきましても、下村委員が代表理事組合長である法人でございます。</p> <p>このため下村委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(下村委員 退席)</p> |

| | |
|-------|---|
| | この件に関して、ご質問ございませんか。 |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等についてのうち、機構分については、原案のとおり決定するとともに、転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第6号のうち、機構分については、原案のとおり決定するとともに、転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、下村委員に、ご着席していただくこととします。</p> <p>(下村委員 着席)</p> <p>次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等についてのうち、所有者移転分に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等についてのうち、所有者移転分については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 川端副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>沢市農用地利用集積計画の決定等についてのうち、所有者移転分については、原案どおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は14ページから19ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が3件で、面積は合計1,492㎡、第5条が15件で、面積は合計5,730㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は20ページです。</p> <p>届出件数は1件、解約理由は耕作者離農によるもので、面積は合計928㎡です。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>告いたします。</p> <p>議案書は 21 ページ及び 22 ページです。</p> <p>届出件数は 1 件で、面積は合計 9,972 m²、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、次に報告第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。</p> |
| 事務局 | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。</p> <p>権利移転に関して、浅川地区で 1 件あり、面積は合計 1,299 m²です。賃借権の設定後に権利移転するもので、残存期間は記載のとおりです。</p> |
| 川端副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 川端副会長 | <p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p> |
| 会 長 | <p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p> |
| 小林副会長 | <p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>それでは、議案第7号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>議案第7号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから4ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、小坂地区において、1,212㎡を農用地区域から除外することに伴うものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入及び用途区分の変更はありません。</p> <p>3ページ及び4ページの案件別の図面をご覧ください。</p> <p>番号1は、医療機関の駐車場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 小林副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 小林副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p> |
| | <p>(異議なしの声)</p> |
| 小林副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第7号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定について、上程いたします。</p> |

| | |
|-------|--|
| | 事務局、これについて説明願います。 |
| 事務局 | <p>議案第8号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は、5ページから10ページです。</p> <p>本件は、金沢農業・農村総合振興計画において地域の農業の振興に必要な施設と位置づけられたものについて、定期的にその効用について検証する必要があることから、検証結果(案)に関する意見を金沢市から求められているものです。</p> <p>土地改良事業等の完了後、8年を経過していない農地については、農用地区域から除外することは原則できませんが、この計画に位置づけられた場合、除外することができます。</p> <p>番号1は、農家住宅と農家分家住宅で、令和2年8月に建設が完了しています。検証結果(案)については、記載のとおりです。</p> <p>番号2は、農家分家住宅で、令和2年12月に建設が完了しています。検証結果(案)については、記載のとおりです。</p> <p>番号3は、農家分家住宅で、令和3年12月に建設が完了しています。検証結果(案)については、記載のとおりです。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 小林副会長 | <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 小林副会長 | <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第8号 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p> |
| | (異議なしの声) |
| 小林副会長 | <p>ご異議なしと認め、議案第8号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p> |
| 会 長 | <p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | (資料に基づき、内容説明) |
| 会 長 | <p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 会 長 | <p>それでは最後に、8月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p> |
| 各委員 | (各委員から報告) |
| 会 長 | <p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p> |
| | (質問なし) |
| 会 長 | <p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p> |
| 事務局長 | <p>井口会長、ありがとうございました。</p> <p>引き続き「令和5年度農地利用状況調査説明会」及び「タブレット端末操作研修会」を行います。</p> |
| 事務局 | (説明) |
| 事務局長 | <p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 二口副会長 | (副会長挨拶) |
| 事務局長 | <p>二口副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会いたします。</p> |